

資 料

英米刑事法研究 (16)

英米刑事法研究会
(代表者 田口 守一)

〈アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究〉

アメリカ合衆国最高裁判所2008年10月開廷期
刑事関係判例概観

田中利彦	洲見光男
小川佳樹	中島 宏
原田和往	松田正照
二本柳 誠	中川武隆
小島 淳	田山聡美
野村健太郎	福山好典
芥川正洋	鈴木一永

アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究

アメリカ合衆国最高裁判所2008年10月開廷期
刑事関係判例概観

- | | |
|--|--|
| I はじめに | VII 陪審裁判 |
| II 逮捕・捜索・押収 | Rivera v. Illinois, 129 S. Ct. 1446 (2009) |
| Herring v. United States, 129 S. Ct. 695 (2009) | Waddington v. Sarausad, 129 S. Ct. 823 (2009) |
| Arizona v. Gant, 129 S. Ct. 1710 (2009) | VIII 証人対面権 |
| Safford Unified Sch. Dist. #1 v. Redding, 129 S. Ct. 2633 (2009) | Melendez - Diaz v. Massachusetts, 129 S. Ct. 2527 (2009) |
| Arizona v. Johnson, 129 S. Ct. 781 (2009) | IX 量刑 |
| III マクナブ・マロリー・ルール | Oregon v. Ice, 129 S. Ct. 711 (2008) |
| Corley v. United States, 129 S. Ct. 1558 (2009) | Moore v. United States, 129 S. Ct. 4 (2008) (<i>per curiam</i>) |
| IV 弁護 | Spears v. United States, 129 S. Ct. 840 (2009) (<i>per curiam</i>) |
| Kansas v. Ventris, 129 S. Ct. 1841 (2009) | Nelson v. United States, 129 S. Ct. 890 (2009) (<i>per curiam</i>) |
| Montejo v. Louisiana, 129 S. Ct. 2079 (2009) | X 上訴等 |
| Knowles v. Mirzayance, 129 S. Ct. 1411 (2009) | Puckett v. United States, 129 S. Ct. 1423 (2009) |
| Harbison v. Bell, 129 S. Ct. 1481 (2009) | Bobby v. Bies, 129 S. Ct. 2145 (2009) |
| V 証拠開示 | United States v. Denedo, 129 S. Ct. 2213 (2009) |
| Cone v. Bell, 129 S. Ct. 1769 (2009) | Yeager v. United States, 129 S. Ct. 2360 (2009) |
| VI 迅速な裁判を受ける権利 | XI ヘイピアス・コーパス |
| Vermont v. Brillon, 129 S. Ct. 1283 (2009) | Hedgpeth v. Pulido, 129 S. Ct. |

530 (2008) (<i>per curiam</i>)	States, 129 S. Ct. 1886 (2009)
Jimenez v. Quarterman, 129 S. Ct. 681 (2009)	Abuelhawa v. United States, 129 S. Ct. 2102 (2009)
XII 刑事実体法	Nijhawan v. Holder, 129 S. Ct. 2294 (2009)
United States v. Hayes, 129 S. Ct. 1079 (2009)	XIII その他
Boyle v. United States, 129 S. Ct. 2237 (2009)	Pearson v. Callahan, 129 S. Ct. 808 (2009)
Chambers v. United States, 129 S. Ct. 687 (2009)	Van De Kamp v. Goldstein, 129 S. Ct. 855 (2009)
Dean v. United States, 129 S. Ct. 1849 (2009)	DA's Office for Third Judicial Dist. v. Osborne, 129 S. Ct. 2308 (2009)
Flores - Figueroa v. United	

I はじめに

本概観では、アメリカ合衆国最高裁判所（連邦最高裁）2008年10月開廷期の34件の刑事関係判決を紹介する。

前の期の連邦最高裁の刑事関係判決は、5対4に意見が分かれた事案が3件に過ぎず、かつては保守とりベラルとの激しい意見の応酬があったような事例についても、理念の対立があまり目立たず、刑事関係判決の数が30件に満たない一方、連邦制定法の規定の技術的な解釈に関するものが増えたという点で、連邦最高裁の刑事関係判例の流れに一定の変化の兆しもうかがえた。

しかし、今期は、刑事関係判決の数がやや増加したばかりでなく、とり上げられた事案も激しい意見の対立のある事項に関するものも少なくない。その結果、5対4の判決は6件に及んでいる。そのなかで特筆すべきは、憲法判例を変更した判決が、Gant 判決および Montejo 判決の2件あったということであろう。Gant 判決については、法廷意見は Belton 判決の射程を限定する趣旨を述べるのみであるが、——反対意見のいうように——判例変更をしたとみることもできる。この判決は、5対4であったが、量刑基準と陪審裁判の権利に関する Apprendi 判決⁽¹⁾ などと同様、保守の極とりベラルとが多数意見に同調するという刑事関係判決では稀有な事例である。原理的な憲法修正条項の解釈とりベラルな考え方が一致したということであろうが、以下に紹介されるこの判決の内容をみれば、はたしてこの判決が警察に対して抑制的な意味しかも

(1) Apprendi v. New Jersey, *infra* note 45.

たないのかどうかについては疑問の余地もある。

もう 1 つの判例変更の事案である *Montejo* 判決は、取調べの文脈において、合衆国憲法修正 5 条の自己負罪拒否特権保護のための予防準則とされているミランダ・ルールのもとでの弁護人の援助を受ける権利とは別に、合衆国憲法修正 6 条プロパーの弁護人の援助を受ける権利が果たすべき役割に関する問題を提起した。ミランダの権利は、通常、被疑者が密室で警察官と対面するという状況下でその行使が放棄かが決まる。これに対し、1985年10月開廷期の *Jackson* 判決⁽²⁾ は、逮捕後のマジストレイトによる審問の際に弁護人の選任を求めた被告発人についてはそのような放棄は有効ではないとして修正 6 条の弁護人の援助を受ける権利の意義や始期などを明示した。捜査の実務においてミランダ・ルールが比較的早い時期に定着した理由としては、ルールの明確性ととともに、その権利が被疑者・被告発人が密室で警察官と対面する状況で放棄可能であり、そのため、警察官がミランダの権利を放棄するよう説得することに精力を注ぎ、実際、容易に権利が放棄されるという実情があることを指摘することができるだろう。*Jackson* 判決はそうした実情を背景とするものであったが、今期の連邦最高裁は、*Montejo* 判決でこれを覆した。

今期は、このほか、善意の例外に関する事例判決である *Herring* 判決、連邦法上その有効性が曖昧な状態となっていたマクナブ・マロリー・ルールを再確認した *Corley* 判決、修正 6 条違反を認めながら、それによって得られた供述証拠を弾劾証拠として使用することを許容した *Ventris* 判決、証拠開示に関する *Cone* 判決、伝聞例外と修正 6 条の証人対面権に関する事例判決である *Melendez-Diaz* 判決、デュー・プロセスは有罪が確定した者に対して DNA 鑑定のための資料へのアクセスを保障するかが争われ、これを否定した *Osborne* 判決、量刑と陪審裁判の権利に関する事例判決である *Ice* 判決、RICO 法の拡張的な解釈の方向性を是認した *Boyle* 判決など、多岐にわたる判決が出ている。

(田中利彦)

II 逮捕・捜索・押収

・ *Herring* 判決⁽³⁾

(2) *Michigan v. Jackson*, *infra* note 21.

本件は、警察職員の過失により未更新のままであった令状記録に依拠してなされた逮捕に伴う捜索の結果発見された証拠につき、その証拠排除の要否が争われた事案である。

アラバマ州コフィー郡の警察官らは、隣接する郡のデータベースに登録されていた、上告人 Herring に対し令状が出ているとの情報に基づき同人を逮捕し、それに伴って行った捜索により、薬物と拳銃を発見した。その後10分から15分して、当該令状は数か月前にリコールされていたが、この情報がデータベースに入力されていなかったことが判明した。連邦法違反——拳銃および薬物の違法所持——で起訴された Herring は、逮捕は違法であったとして証拠排除の申立てをした。連邦地裁は、合衆国憲法修正 4 条違反があったことを認めため、証拠排除の申立ては却下した。第11巡回区連邦控訴裁は、逮捕官憲は逮捕が違法であることを知らなかったことや、隣接する郡の警察職員は過失により記録をアップデートしなかったに過ぎなかったことから、証拠排除による抑止効はほんのわずかか全くないとして、連邦地裁の判断を維持した。

連邦最高裁の法廷意見は、概ね次のとおり述べて、原判決を維持した。

本件記録付けエラーは、逮捕から稀釈化された (attenuated) 単発的な (isolated) 過失の結果であった。当裁判所は、こうした事情のもとでは、陪審はすべての証拠を検討することを禁止されるべきではないと判断する。

排除法則が適用されるのは、抑止の利益が有罪の、かつ、場合によっては危険な被告人が自由の身となるという社会的コストを凌駕する場合に限られる⁽⁴⁾。証拠を排除することによる抑止効の大きさは、法執行機関の行為の有責性ないし非難可能性 (culpability) の程度によって異なる。これまで排除法則が適用されてきたのは、警察が、憲法違反が明白である行為を意図的に行った場合であった⁽⁵⁾。

排除法則の適用を受ける警察の行為は、証拠排除によって実質的に抑止し得

(3) Herring v. United States, 129 S. Ct. 695 (2009). ロバーツ長官執筆の法廷意見 (スカリア, ケネディ, トーマス, アリート各裁判官同調) のほか、プライヤー裁判官の反対意見 (スーター裁判官同調), ギンズバーグ裁判官の反対意見 (スティーヴンズ, スーター, プライヤー各裁判官同調) がある。

(4) See, e.g., United States v. Leon, 468 U.S. 897 (1984) [紹介, 鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第3巻』68頁 (鈴木) (成文堂, 1989年)]; Massachusetts v. Sheppard, 468 U.S. 981 (1984) [紹介, 鈴木編・前掲68頁 (鈴木)].

(5) See, e.g., Weeks v. United States, 232 U.S. 383 (1914).

る程度に計画的な (deliberate) もので、それによる抑止効が司法制度の支払うコストに十分に値するものでなければならない。排除法則は、計画的な行為または未必の故意・認識ある過失による (reckless) 行為、重大な過失 (grossly negligence)、あるいは頻発しているまたは組織全体に浸透している過失を抑止するのに資する。そして、警察の行為がこのような性質・程度のものであるかどうかは、客観的に判断されるべきであって、行為者の主観的な認識いかんによるものではない。

本件郡警察のエラーは単純な過失による単発的なもので、逮捕官憲の行為は客観的にみて証拠排除を要求すべき程度の有責性ないし非難可能性を備えてはいない。Leon 判決は、「無効な搜索令状〔の有効性〕を信頼したことが客観的にみて合理的であった場合、獲得された証拠を排除することによる抑止効はわずかか全くないのであって、証拠排除の社会的コストを凌駕するものではない」と述べた。逮捕官憲がリコールされていた令状を信頼したことが客観的にみて合理的であった本件においても、同様のことがいえる。

(洲見光男)

・Gant 判決⁽⁶⁾

本件は、自動車に乗っていた者が逮捕され、同人がパトカーの後部座席で身柄を確保されている場合に、同人の自動車に対して行われた無令状の搜索が修正 4 条に違反しないかが争われた事案である。

ある家屋が薬物販売に使用されているとの匿名情報に基づき、警察官 2 名が当該家屋に赴いたところ、被告 Gant が出てきて、家屋の所有者は今夕戻ってくるといった。警察官らは家屋から立ち去り、記録をチェックしたところ、Gant は運転免許停止処分を受けており、免停中に自動車を運転した容疑で逮捕状が出ていることが分かった。

警察官らは、その日の夕刻、同家屋に戻り、Gant が自動車を運転して戻ってきたことを認めた。Gant が自動車を駐車し、車から 10 ないし 12 フィート離れたところで、警察官は同人を逮捕し手錠を施した。その後、応援の 2 名の警

(6) Arizona v. Gant, 129 S. Ct. 1710 (2009). スティーヴンズ裁判官執筆の法廷意見 (スカリア, スーター, トーマス, ギンズバーク各裁判官同調) のほか、スカリア裁判官の同意意見, プライヤー裁判官の反対意見, アリート裁判官の反対意見 (ロバーツ長官, ケネディ裁判官同調, プライヤー裁判官一部同調) がある。

察官が到着し、Gant を自らの自動車の後部座席に入れ施錠してから、同人の自動車を搜索し、拳銃とコカインを発見した。

販売目的での薬物所持および薬物道具所持で起訴された Gant は、令状によらない自動車の搜索は修正4条に違反するとして、証拠の排除を申し立てた。事実審裁判所は、証拠排除の申立てを認めず、2つの訴因について陪審の有罪の評決を得て、3年の拘禁刑を言い渡した。州最高裁は、Belton 判決⁽⁷⁾の事案と異なり、本件では逮捕に伴う無令状搜索を正当化する事情は認められないとして、Gant の自動車の搜索は不合理なものであると判断した。

連邦最高裁の法廷意見は、概ね次のとおり述べて、州最高裁による原判決を維持した。

無令状搜索は、少数の例外に当たる場合を除いて、それ自体で不合理である⁽⁸⁾。令状要件に対する例外の1つに、適法な逮捕に伴う無令状搜索があるが、Chimel 判決⁽⁹⁾は、逮捕に伴う搜索の例外が適用されるのは、「被逮捕者の身体」および「被逮捕者が武器や破壊可能な証拠を入手し得る場所」という意味での「被逮捕者の直接の支配下にある場所」に限られるとした。そうした制限は、逮捕に伴う搜索の範囲が、逮捕官憲の保護および被逮捕者が隠匿したり破壊したりする可能性のある逮捕犯罪に関連する証拠の保全という目的と相応することを保証するためのものである。法執行官が搜索しようとする場所に対し被逮捕者が手を届かせる可能性が全くない場合は、逮捕に伴う搜索の正当化事情が欠けるので、同例外は適用されない。

Belton 判決は、被逮捕者が搜索の時点で自動車にアクセスする可能性が全くない場合であっても、自動車に乗っていた者の逮捕に伴って自動車を搜索できる、というようにこれまで広く理解されてきた。しかし、こうした Belton 判決の理解は、Chimel 判決の示した逮捕に伴う搜索の正当化根拠を不要とすることとなり、「適法な逮捕に伴う搜索の基本的な範囲に関して Chimel 判決

(7) New York v. Belton, 453 U.S. 454 (1981) [紹介, 渡辺修・アメリカ法1983年1号186頁(1983年), 鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第2巻』37頁(洲見光男)(成文堂, 1986年)].

(8) Katz v. United States, 389 U.S. 347 (1967) [紹介, 『英米判例百選I 公法』176頁(山中俊夫)(有斐閣, 1978年)].

(9) Chimel v. California, 395 U.S. 752 (1969) [紹介, 香城敏磨・アメリカ法1970年2号278頁(1971年)]. See United States v. Robinson, 414 U.S. 218 (1973) [紹介, 鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第1巻』59頁(原田保)(成文堂, 1982年)].

の確立した根本的な原則を何ら変更するものではない」という Belton 判決の文言と矛盾することとなる。したがって、Chimel 判決によると、いまさっきまで自動車に乗っていた者 (recent occupant) を逮捕し、それに伴って自動車を捜索できるのは、被逮捕者が、捜索の時点で、身柄を確保されておらず、自動車の座席部分に手を伸ばせば届く範囲内にいる場合に限られると判断する。

Chimel 判決から論理的に導かれるものではないが、Thornton 判決⁽¹⁰⁾におけるスカリア裁判官の結論同意意見に従い、自動車のコンテキストに特有な事情によって、逮捕犯罪に関連する証拠が自動車内で発見されると信ずることが合理的である場合にも、適法に逮捕した者の自動車に対する無令状捜索が許されると解する。本件では、自動車にアクセスできる可能性も逮捕犯罪関連証拠が発見される見込みもなかったので、Gant の自動車の無令状捜索は正当化されない。

以上のような法廷意見に対し、スカリア裁判官の同意意見は、Belton 判決および Thornton 判決のいう警察官の安全確保というまやかし (charade) を放棄し、両判決を変更すべきであるが、これに同調する裁判官はおらず、逮捕に伴う無令状捜索に関する準則を不確実なままにしておくわけにもいかないのので、——Belton 判決および Thornton 判決に対する狭い読み方は不自然ではあるが——より害悪の小さい法廷意見に同調するというものである。

(洲見光男)

・その他

逮捕・捜索・押収に関する本開廷期の判決としては、ほかに、中等学校におけるピルの頒布に関与している嫌疑の認められる女子生徒 (当時13年) について、教職員がそのバックパックを捜索することは許されるが、同人にその上着を脱がせようえブラジャーを引っ張らせたり揺らさせたりし、さらにパンツのゴム紐を引っ張り出させたりして禁制品の有無を調べたことは、T.L.O. 判決⁽¹¹⁾のいう「捜索の範囲は、当初の侵害を正当化する事情と合理的に関連し

(10) Thornton v. United States, 541 U.S. 615 (2004) [紹介, 洲見光男・アメリカ法2005年1号135頁(2005年), 原田和往・比較法学39巻2号362頁(2006年)].

(11) New Jersey v. T.L.O., 469 U.S. 325 (1985) [紹介, 樋口範雄・ジュリスト860号115頁(1986年), 清水真・比較法雑誌26巻1号57頁(1992年)].

ていなければならない」という要件を充たさず、修正4条に違反するとした Redding 判決⁽¹²⁾、軽微な交通違反で適法に停止させた自動車の同乗者に対し、停止事由と関係のない事項につき質問を続行するため、同人に下車を命じ、武器を所持している疑いがあるとして Terry 判決⁽¹³⁾ の認めた身体捜検を行ったことは、修正4条に違反しないとした Johnson 判決⁽¹⁴⁾ がある。

(洲見光男)

III マクナブ・マロリー・ルール

・Corley 判決⁽¹⁵⁾

連邦刑事手続規則5条によれば、捜査機関は、逮捕をした場合、不必要な遅滞なく裁判官 (magistrate judge) のもとに被疑者を引致しなければならない。この「引致」原則は、同規則の制定以前から認められてきたものであるが、いわゆるマクナブ・マロリー・ルールは、この原則を実効化するため、連邦最高裁によって——連邦憲法の解釈という形ではなく、連邦裁判所の手続に対する監督権の行使という形で——創出されたものである⁽¹⁶⁾。引致に不合理・不必要な遅滞があった場合の自白の排除——任意性の有無を問わない——を、その内容とする。

1968年、連邦議会は、連邦最高裁が合衆国憲法修正5条との関係でいわゆるミランダ・ルールを採用したこと、および、マクナブ・マロリー・ルールを適用したいくつかの連邦裁判所の裁判例に反発して、合衆国法典第18編3501条を制定した。その内容は、次のとおりである。すなわち、3501条 (a) は、「自白は、任意にされたものである場合は、証拠として許容される」とする。同条

(12) Safford Unified Sch. Dist. #1 v. Redding, 129 S. Ct. 2633 (2009).

(13) Terry v. Ohio, 392 U.S. 1 (1968) [紹介, 松尾浩也・アメリカ法1969年2号256頁 (1970年)].

(14) Arizona v. Johnson, 129 S. Ct. 781 (2009).

(15) Corley v. United States, 129 S. Ct. 1558 (2009). スター・裁判官執筆の法廷意見 (スティーヴンズ, ケネディ, ギンズバーグ, プライヤー各裁判官同調) のほか, アリート裁判官の反対意見 (ロバーツ長官, スカリア, トーマス各裁判官同調) がある。

(16) McNabb v. United States, 318 U.S. 332 (1943) [紹介, 我妻栄編『英米判例百選』76頁 (田宮裕) (有斐閣, 1964年)]; Mallory v. United States, 354 U.S. 449 (1957) [紹介, 山中俊夫・同志社法学17巻5号117頁 (1966年)].

(b) は、任意性を判断する際に考慮されるべき事情を掲げている。同条 (c) は、被告人が逮捕後に行った自白は、「それが事実審の裁判官により任意性があると判断され、……逮捕……から 6 時間以内になされたものである場合には、裁判官……のもとへの被告人の引致の遅滞のみを理由として、許容性のないものとされてはならない」としている。

本件は、この合衆国法典第18編3501条により、マクナブ・マロリー・ルールが廃棄されたのか、それとも修正されたに過ぎないのかが争われた事案である。

上告人 Corley は、連邦の捜査官と州の捜査官により、州の令状に基づいて逮捕された。そして、連邦捜査官は、銀行強盗事件について Corley を取り調べ、その自白を得た。その後、Corley が裁判官のもとに引致された時には、すでに逮捕後29時間半が経過していた。持凶器銀行強盗などで起訴された Corley は、マクナブ・マロリー・ルールの適用を求めたが、連邦地裁は、自白は許容されるとした。また、第3巡回区連邦控訴裁は、マクナブ・マロリー・ルールは合衆国法典第18編3501条によって廃棄され、自白は任意性が認められる限り許容されることになったとして、Corley の主張を斥けた。

連邦最高裁は、合衆国法典第18編3501条の解釈について連邦控訴裁レベルの判例が分裂していることを理由に上告を受理し、次のような判断を示して、原判決破棄・差戻しとした。

検察官は、合衆国法典第18編3501条 (a) および (b) によって、マクナブ・マロリー・ルールは廃棄され、自白は任意性が認められれば許容されることになったと主張する。しかし、3501条 (a) および (b) は、ミラング・ルールの廃棄を意図したものであり、マクナブ・マロリー・ルールとは無関係だと解すべきである (なお、3501条 (a) および (b) によりミラング・ルールを廃棄することは合憲とはいえず、同ルールはなお有効であることは、Dickerson 判決⁽¹⁷⁾ で述べたとおりである)。他方、3501条 (c) は、マクナブ・マロリー・ルールに関する規定であるが、同ルールの廃棄ではなく、修正をするものに過ぎないと考えられる。すなわち、これにより、自白は、引致前、逮捕

(17) Dickerson v. United States, 530 U.S. 428 (2000) [紹介、小早川義則・現代刑事法 2 巻10号63頁 (2000年)、鈴木義男ほか・現代刑事法 3 巻 2 号 4 頁 (2001年)、三好潤一・英米法学40号133頁 (2001年)、藤倉皓一郎=小杉丈夫編『衆議のかたち——アメリカ連邦最高裁判所判例研究 (1993~2005)』135頁 [田中利彦] (東京大学出版会, 2007年)].

から6時間以上経過した後になされ、引致に不合理・不必要な遅滞がある場合には、任意性が認められても許容されないが、逮捕から6時間以内になされたものである場合には、任意性が認められれば許容されることになったといえる。そのように解すべき理由は、以下のとおりである。

第1に、検察官の主張するように3501条(a)および(b)によりマクナブ・マロリー・ルールが廃棄されたと解釈すると、同条(c)が無意味なものとなってしまふ。第2に、立法過程の検討からも、3501条(a)および(b)がマクナブ・マロリー・ルールの廃棄を意図したものではないことは明らかである。第3に、「引致」原則は、今日でもきわめて重要なものであるが、マクナブ・マロリー・ルールを廃棄するならば、この原則を担保する手段が全くないということになってしまう。

なお、検察官は、仮に3501条(c)がマクナブ・マロリー・ルールを修正するに過ぎないものだととしても、同ルールは連邦議会が1975年に連邦証拠規則402条を設けたことによって廃棄されたとみるべきであるとも主張している。402条は、「関連性のある証拠は、連邦憲法、連邦議会の法律、この規則、又は、連邦最高裁により法律上の権限に基づき制定されたその他の規則に特別の定めがない限り、すべて許容される」とするが、マクナブ・マロリー・ルールが今日でも有効だと解することは、この「特別の定め」によらない証拠排除を認めることだというのである。しかし、402条に付された諮問委員会の注釈(Advisory Committee's Notes)は、マクナブ・マロリー・ルールについて法律に基礎をもつものだとはっきりと述べているから、同ルールが402条によって廃棄されたと解することはできない。

(小川佳樹)

IV 弁 護

・Ventriss 判決⁽¹⁸⁾

本件は、勾留中の被告人の居房に捜査機関が協力者を送り込み、被告人から犯行についての供述を聞き出させた場合に、この協力者による証言を、公判に

(18) *Kansas v. Ventris*, 129 S. Ct. 1841 (2009). スカリア裁判官執筆の法廷意見(ロバーツ長官, ケネディ, スター, トーマス, ブライヤー, アリート各裁判官同調)のほか、スティーヴンズ裁判官の反対意見(ギンズバーグ裁判官同調)がある。

おける被告人の否認供述を弾劾するために用いることが許されるか否かが、合衆国憲法修正 6 条との関係において争われ、連邦最高裁がこれを認めた事案である。

被告人 Ventris は、共犯者とされた Theel と一緒に、被害者が子どもを虐待しているとのうわさについて調べるためとして被害者宅を訪れ、2 人のうちいずれかがけん銃で被害者を撃ち、約 300 ドルと携帯電話などを持ち去った。両名は、殺人や加重強盗などの罪で起訴された。Theel については、強盗について有罪答弁をし、撃ったのは Ventris だったと証言することの見返りに、殺人罪についての起訴は取り下げられた。公判審理の前に、捜査官は、勾留中の Ventris の居房に協力者を入れ、有罪の証拠となる供述を聞き出すように依頼した。協力者は、Ventris から、自分が被害者を射殺して現金などを奪った旨を聞き出した。公判において、Ventris は、強盗および殺人はいずれも Theel が行ったと供述した。訴追側は、房の中で協力者に有罪につながる供述を聞き出させたのは、修正 6 条に違反するかもしれないが、公判供述を弾劾する目的であれば、協力者を証人として尋問し、房の中で聞き出した公判供述と矛盾する供述を利用することが許されると主張し、裁判所も協力者を証人として認めた。陪審は、殺人など一部を無罪としたが、加重強盗などについて有罪の評決を下した。

Ventris が上訴したところ、州最高裁は、被告人の公判供述の弾劾を含めて、協力者が身分を隠して得た被告人の供述を利用することは、あらゆる目的において許されないとして、有罪判決を破棄した。これに対して、州が連邦最高裁に上告した。

連邦最高裁は、過去の先例において、憲法の修正条項に違反して得られた証拠の許容性は、自動的に否定されるのではなく、諸利益の衡量によって判断されてきたことを確認したうえで、まず、本件で問題となる修正 6 条の弁護人の援助を受ける権利の性質について検討した。弁護人選任後に弁護人のいない場所での会話を捜査官が密かに傍受したことが、修正 6 条に違反するとした Massiah 判決⁽¹⁹⁾によれば、弁護人の関与しない取調べを受けない権利が認められており、これに反した時は——その供述が公判で有罪立証のために利用された時点ではなく——取調べが行われた時点において、人権侵害が発生すると

(19) Massiah v. United States, 377 U.S. 201 (1964) [紹介、田宮裕・アメリカ法 1965 年号 144 頁 (1965 年)].

した。そして、弁護人の立ち会いもなく、権利の放棄もなされていないところで、捜査機関が意図的に供述を聞き出すことが、修正6条に違反するとした。

そのうえで、証拠の排除については、次のように判示した。①弾劾目的のために出された証拠を排除することによって得られる利益よりも、公判での偽証を斥けて審理の無欠性 (integrity) を保障する必要性の方が上回っている。②被告人が前の供述と矛盾する証言をした時に、対審における伝統的な真実発見の道具——すなわち、ここでの弾劾証拠たる供述——を訴追側が利用することを禁じるのは、それ以前の手続段階において弁護人の援助を受ける権利が正しく保障されていることを明らかにするためのコストとして、高過ぎる。③弾劾目的のために出された証拠の利用を禁じて、それに見合う抑止効果は、ほとんど得られない。

以上のような利益考量を踏まえ、連邦最高裁は、本件における協力者の証言は、修正6条に明らかに違反するものではあるが、これと矛盾する被告人の公判供述を弾劾するために、証拠として利用することが許されると結論付け、州最高裁判決を破棄して、事件を差し戻した。

(中島 宏)

・Montejo 判決⁽²⁰⁾

本件は、かつて連邦最高裁が示した Jackson 判決⁽²¹⁾ による弁護人の援助を受ける権利の保障 (修正6条) について、①本件事案がその射程の範囲内にあるかどうか、② Jackson 判決は先例として維持されるべきか否かが争われた事案である。Jackson 判決は、アレインメントにおいて公選弁護人の選任を請求した被告人について、警察の側から弁護人の立ち合いを放棄させて取調べを行った場合に、これにより得た供述は証拠から排除されるとした。本判決は、結論において、この Jackson 判決を覆したものとして注目される。

事実関係は以下のとおりである。上告人 Montejo は、強盗と殺人の疑いに

(20) Montejo v. Louisiana, 129 S. Ct. 2079 (2009). スカリア裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, トーマス, アリート各裁判官同調) のほか, アリート裁判官の同意意見 (ケネディ裁判官同調), スティーヴンズ裁判官の反対意見 (スーター, ギンズバーク各裁判官同調, プライヤー裁判官一部同調), プライヤー裁判官の反対意見がある。

(21) Michigan v. Jackson, 475 U.S. 625 (1986) [紹介, 宮島里史・比較法雑誌22巻2号95頁 (1988年)].

よって告発され、ルイジアナ州法の手続に従い、逮捕後72時間以内の裁判官の審問を受けた。この時、裁判所は、貧困を理由に——被告人からの請求によってではなく——職権で、弁護人を選任した。その後、捜査官は、Montejo に対して、凶器の探索に同行することを求め、同意を得た。この前後に、Montejo は、ミランダ・ルールによる権利告知を受けた。そして、Montejo は、この同行中に、被害者の遺族に宛てて謝罪の手紙を書いて送った。州の事実審裁判所は、この手紙を証拠として、死刑を言い渡した。弁護人は、手紙を証拠として用いたことは、Jackson 判決に反するとして上告した。

州最高裁は、逮捕後の裁判官の審問において被疑者が弁護人の選任を請求するか、あるいは別の形で修正6条の権利を主張しなければ、Jackson 判決による弁護人の援助を受ける権利の保障は始動せず、本件のように裁判所が弁護人を付した場合には、被疑者が積極的に権利行使のための行動をしたわけではないので、弁護人立会権が放棄されれば、警察の側から取調べを行うことができるとして、死刑判決を維持した。これに対して、Montejo は、連邦最高裁に上告した。

法廷意見は、まず、次のように述べて、州最高裁判決の妥当性を否定した。Jackson 判決による弁護人の援助を受ける権利の保護が、被疑者からの弁護人選任の請求によらなければ始動しないとしても、弁護人の選任を被疑者の請求にかからせている州であれば、Jackson 判決による保障は機能する。しかし、被疑者からの請求を要件とせず、裁判所が被疑者の貧困を認定して自動的に弁護人を選任する州——半数以上の州がこれに該当する——では、手続の中で被告人が権利主張をしたかどうか極めて曖昧になってしまう。逮捕後の審問における被疑者の挙動などからそれを判断するのは著しく困難であり、法の明確性と確実性を害することになる。だからといって、形式的に、被疑者の請求を弁護人選任の要件としない州については Jackson 判決による保障を受けないとするのも、専横的な区別をすることになり、妥当ではない。

他方、Montejo は、Jackson 判決の解釈として、一度弁護人を依頼した被疑者に対しては、警察の側から——弁護人の立会を放棄させて——取調べを行うことは許されないと主張した。しかし、これについても、法廷意見は、以下のように述べて否定した。まず、Jackson が引用する Edwards 判決⁽²²⁾ は、

(22) Edwards v. Arizona, 451 U.S. 477 (1981) [紹介、喜田村洋一・アメリカ法 1983年1号181頁(1983年)].

身柄拘束中の被疑者が弁護人の立ち会いを要求した時は、被疑者自身が進んで警察官とのやりとりを再開する場合を除いて、その後になされた立会権の放棄を無効としている。その趣旨は、警察が、弁護人の立会いを求めた被疑者に対して、その権利行使を翻意して放棄するように強く働きかけることを防ぐことにある。そして、Jackson 判決もまた同様の趣旨によるものである。ところが、——本件のように——裁判所が貧しい被疑者のために弁護人を選任する場合においては、被疑者は弁護人の援助を受ける権利についての最初の意思表示を何もしていないのだから、この趣旨には合致せず、選任後に権利放棄がなされても、それが任意ではないと推定する理由は存在しない。

こうして Jackson 判決を前提とした双方の主張を排斥したうえで、法廷意見は、Jackson 判決そのものの妥当性について検討する。それは、Jackson 判決が修正 6 条の権利を保障するために提供している利益と、その存在によって発生する社会的なコストの比較衡量によって判断される。連邦最高裁は、Miranda 判決⁽²³⁾、Edwards 判決、Minnick 判決⁽²⁴⁾と続く一連の判例によって、弁護人の立ち会いがなければ供述しないという被疑者の自由な選択を十分に保障している。したがって、Jackson 判決が存在しなくても、アレイメント——逮捕後のマジストレイトによる最初の審問の趣旨——以降の手續において、同様の選択の自由は十分に護られる。他方、Jackson 判決は、適切な権利告知のもとで任意になされる自白までも排除し、さらには、警察が任意の自白を得ようとするを思いとどまらせてしまうというコストを発生させる。

法廷意見は、以上のように、Jackson 判決は、コストの大きさに対してわずかな利益しか生んでおらず、覆すべきであると判示したうえ、Montejo には、謝罪の手紙が Edwards 判決の準則に従い証拠排除されなければならないとの主張をする機会が与えられるべきであるとして、州最高裁判決を破棄し、事件を差し戻している。

(中島 宏)

(23) *Miranda v. Arizona*, 384 U.S. 436 (1966) [紹介、芝原邦爾・ジュリスト 356 号 106 頁 (1966 年)、田宮裕・アメリカ法 1966 年 2 号 328 頁 (1966 年)、『英米判例百選 I 公法』前掲注 (8) 172 頁 [石川才顕、藤倉皓一郎ほか編『英米判例百選 (第 3 版)』114 頁 [小早川義則] (有斐閣、1996 年)].

(24) *Minnick v. Mississippi*, 489 U.S. 146 (1990) [紹介、堀田牧太郎・法律時報 64 卷 1 号 72 頁 (1992 年)].

・その他

弁護に関する本開廷期の判決としては、ほかに、第 1 級殺人で起訴された被告人について、弁護人が心神喪失 (insanity) による無罪の主張を取り下げさせた事案において、被告人の精神状態に関する医師の証言が陪審によって否定され、被告人の両親が証言することを拒んでいるといった当該事情のもとにおいては、弁護人の活動に欠缺があったことも、防御に不利益が及んだことも認められず、Strickland 判決⁽²⁵⁾ が示した修正 6 条に含まれる弁護人の「効果的な援助」を受ける権利は侵害されていないとした Mirzayance 判決⁽²⁶⁾、州裁判所で死刑判決を受けた被告人が、連邦裁判所にヘイビアス・コーパスによる救済を申し立てた時、この手続の中で連邦が選任した公選弁護人は、請求が棄却されたのち州裁判所に対してなされた恩赦による減刑 (clemency) の申立てにおいても、弁護人の地位にあるとした Harbison 判決⁽²⁷⁾ がある。

(中島 宏)

V 証拠開示

・Cone 判決⁽²⁸⁾

本件は、上告人 Cone が連邦裁判所に申し立てたヘイビアス・コーパスの手続において、この事件の州裁判所における手続的経過に照らして、事実審理の段階における検察官による証拠の非開示が Brady 判決⁽²⁹⁾ の判示したデュー・

(25) Strickland v. Washington, 466 U.S. 668 (1984) [紹介, 鈴木編・前掲注 (4) 124 頁 [加藤克佳], 渥美東洋編『米国刑事判例の動向 III』90 頁 [椎橋隆幸] (中央大学出版部, 1994 年), 憲法訴訟研究会=芦部信喜編『アメリカ憲法判例』342 頁 [宮城啓子] (有斐閣, 1998 年)].

(26) Knowles v. Mirzayance, 129 S. Ct. 1411 (2009). 法廷意見はトーマス裁判官が執筆 (ロバーツ長官, スティーヴンズ, ケネディ, プライヤー, アリート各裁判官同調, スカリア, スーター, ギンズバーグ各裁判官一部同調)。

(27) Harbison v. Bell, 129 S. Ct. 1481 (2009). スティーヴンズ裁判官執筆の法廷意見 (ケネディ, スーター, ギンズバーグ, プライヤー各裁判官同調) のほか, ロバーツ長官の結論同意意見, トーマス裁判官の結論同意意見, スカリア裁判官の一部同意・一部反対意見 (アリート裁判官同調) がある。

(28) Cone v. Bell, 129 S. Ct. 1769 (2009). スティーヴンズ裁判官執筆の法廷意見 (ケネディ, スーター, ギンズバーグ, プライヤー各裁判官同調) のほか, ロバーツ長官の結論同意意見, アリート裁判官の一部同意・一部反対意見, トーマス裁判官の反対意見 (スカリア裁判官同調) がある。

プロセスについての権利を侵害しているとの Cone の主張を連邦裁判所はとり上げることができるかが争点となり、連邦最高裁がこれを肯定して、実体問題について判断を示した事案である。

上告人 Cone は、老夫婦殺害等の事実で州裁判所に起訴され、慢性的な覚せい剤精神病などの深刻な薬物濫用に起因する精神障害の状態にあるとして無罪を主張し、有罪評決後の量刑手続においては、酌量事由としてこれらの事実を主張したが、死刑判決を受けた。そこで、Cone は、検察官が何人かの検察側証人に関する事情聴取の録音テープや警察の報告書を開示しなかったことなど様々な理由に基づいて上訴し、上訴が棄却されるや非常救済の申立てをした。州裁判所での非常救済手続の過程において、州の公的記録法に基づく被告人による検察官のファイルの閲覧が可能となり、これにより、Cone は、犯行の数日前の Cone の様子について、「狂気じみた目つき」であり、その行動が「本当に気持ち悪い」ものであったなどと記載されている犯行数日前に Cone と会った証人の供述書など、関連する証拠資料を発見した。そこで、Cone は、それらの資料に基づき、証拠の非開示に関する主張を補強したが、結局、2 回目の非常救済の申立てで提起された主張であって従前判断されていないものについて Cone が主張する権利を放棄したとの推定を覆すに至っていないとして、Cone の主張は斥けられた。

そこで、Cone は、1997年に連邦地裁にヘイピラス・コーパスの申立てをした。その後本判決に至るまでに2回連邦最高裁が本事件をとり上げており⁽³⁰⁾、連邦最高裁がこの事件をとり上げるのは本判決で3回目である。今回、連邦控訴裁は、Cone の証拠開示に関する主張を再検討したうえ、Cone には、Brady 判決の権利の主張について手続的懈怠があったとして、州裁判所が Cone の主張について州法上すでに判断済みであるか放棄されたとしていることを理由に実体判断には立ち入ることはできないとした従前の立場を維持しつつ、同時に、開示されなかった証拠は、Cone の有罪を裏付ける圧倒的な証拠や Cone が薬物の影響下にはなかったとの説得力ある証言を覆すようなものでないとして、Cone の主張を斥けた。

(29) Brady v. Maryland, 373 U.S. 83 (1963).

(30) Bell v. Cone, 535 U.S. 685 (2002) [紹介, 松田龍彦・比較法雑誌37巻3号195頁(2003年)]; Bell v. Cone, 543 U.S. 447 (2005) (*per curiam*) [紹介, 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2004年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学41巻1号277頁〔田中〕(2007年)].

連邦最高裁は、Cone の証拠開示に関する主張について連邦裁判所がこれを取り上げることが妨げる事由は存しないとすうえ、証拠開示を受ける権利の侵害の主張について以下のように判示して、原判決を破棄し、事件を連邦地裁に差し戻した。

証拠は、もしそれが開示されていたとするならば結果が異なっていたであろうという合理的な蓋然性が存する場合には、Brady 判決でいう意味で「重要(material)」である。換言すれば、有利な証拠は、評決についての確信を掘り崩すに至る程度にまで当該事件全体をして異なった様相を示させるようなものとして合理的に受け止められ得るものである時、憲法上要求される開示に服する。州があえて開示しなかった文書は、Cone が常習的に過剰な薬物の摂取をし、その中毒が犯行時の行動に影響し、そして、これを否定する州の主張が虚偽であり誤導的であったという Cone の立論を裏付けている。連邦控訴裁は、有罪・無罪に関する証拠の重要性と刑に関する証拠の重要性とを区別していないが、Brady 事件においてと同様、その区別は重要である。関係証拠を Cone の最も有利にみても心神喪失の主張を裏付けるには十分ではない。しかし、州法上 Cone が心神喪失を立証するために充たさなければならない高い基準と、死刑事件の量刑手続において軽減事由について充たすべきはるかに緩い基準との間には決定的な違いがある。あえて開示されなかった証拠は、累積的にみれば、Cone が検察官の認める程度よりもはるかに深刻な薬物問題を抱えており、軽減事由になるということについて陪審を説得したかもしれない可能性がある。連邦控訴裁も連邦地裁も、開示されなかった証拠が、Cone を死刑ではなく終身刑に処することを相当とする程度にその薬物中毒が深刻であることについて1人もしくは複数の陪審員を説得するようなものであったかどうかについて十分に検討していない。

(田中利彦)

VI 迅速な裁判を受ける権利

・ Brillon 判決⁽³¹⁾

(31) Vermont v. Brillon, 129 S. Ct. 1283 (2009). ギンズバーグ裁判官執筆の法廷意見(ロバーツ長官, スカリア, ケネディ, スター, トーマス, アリート各裁判官同調)のほか、ブライヤー裁判官の反対意見(スティーヴンズ裁判官同調)がある。

本件は、合衆国憲法修正6条の保障する迅速な裁判を受ける権利に対する侵害の有無を判断するに際して、公選弁護人に起因する遅延は、訴追側の責めに帰すべきものとして考慮されるか、が問題となった事案である。

被告人 Brillon は、2001年に、重罪である家庭内における暴行 (domestic assault) の罪等で逮捕され、保釈が認められないまま、起訴され、2004年に有罪とされた。その約3年の間に、6人の弁護人が、Brillonのために裁判所によって選任された。

1人目は、罪状認否手続の日に選任されたが、裁判官の忌避を申し立てたほか、陪審員選任手続の直前になって、多忙等を理由に、訴訟手続の延期を申し立てた。裁判所はこれらの申立てを認めなかったが、この弁護人の行動に Brillon が不満を示した。その後、弁護方針の対立等を理由に、弁護人から辞任の申出があったため、訴追側は異議を申し立てたものの、2002年2月に裁判所は辞任を認めた。そして、新たに選任された弁護人が本件の詳細を把握するために、いくらか時間が必要であることを Brillon に通告したうえで、裁判所は新たに弁護人を選任した。しかし、2人目も、Brillon と対立したため、程なく辞任し、その後選任された3人目の弁護人についても、Brillon が、本件に熱心に取り組んでいるとはいえない等と主張して、解任を申し立てた。この申立てに関する審理において、当初、弁護人は、Brillon の主張を否定するとともに、弁護方針について意見の対立はあるが、準備のために十分な時間を割いていると主張した。訴追側も解任に反対していたが、審理の終盤になって、弁護人から辞任の申出がなされた。申出の理由は、審理の休憩時間中に、Brillon から生命に対する脅迫を受けたというものであった。そこで、裁判所は、その申立てを認め、当該弁護人を解任することとし、同日、4人目の弁護人を選任した。その際、Brillon に対し、これによってさらに公判審理に移るまで時間が必要になり、それだけ身柄拘束の期間も長くなることを通告した。

2002年8月、4人目の弁護人が、多忙を理由に証拠開示の延期を求めたところ、Brillon が不満を示し、3人目の時と同様の主張により解任を申し立てた。同年11月に行われた解任の申立てに関する審理において、弁護人がすでに公設弁護人事務所 (Defender General's office) との契約が満了していた等の事情を明らかにしたため、裁判所は、当該弁護人を解任した。その約2か月後、5人目の弁護人が新たに選任されたが、わずか1か月ほどで、公設弁護人事務所との契約に変更があったとして、辞任した。その約4か月後、6人目の弁護人が選任され、裁判所は、公判前申立ての期限を2003年9月に設定した。その

後、両当事者の合意に基づき、期限の延期が認められたが、2004年2月、弁護人は、迅速裁判違反があるとして公訴棄却を申し立てた。しかし、裁判所は、この申立てを斥け、2004年6月に公判が開始され、Brillonは有罪とされた。その後も弁護人の迅速裁判違反の申立ては認められなかったが、州最高裁は、Brillonに対する有罪判決を取り消し、Barker 判決⁽³²⁾で示された利益衡量——遅延の長さ、遅延の理由・原因、被告人が権利を主張したか否か、遅延によって生じた被告人の損害を総合して判断——に従い修正6条の迅速な裁判を受ける権利の侵害を認め、公訴を棄却した。州最高裁は、まず、本件において公判まで3年を要した点について、遅延は著しいものであり、被告人に有利に考慮すべき事情であるとしたうえで、各弁護人の選任期間を個別に扱い、遅延の理由・原因について検討した。そして、1番目と3番目の弁護人の選任期間(約1年)については、訴追側の責めに帰すべきではないとしつつも、残る遅延のほとんどは、公選弁護人の消極的な態度に原因があり、訴追側の責めに帰すべきである等と判示して、迅速な裁判を受ける権利の侵害を認めた。

これに対し、連邦最高裁は、上告を受理した。不用意に受理された上告であり、原判決を維持すべきとする反対意見に対し、法廷意見は、次のような判断を示して、原判決を破棄し、差し戻した。

Barker 判決で示された判断枠組みによれば、迅速な裁判を受ける権利に関しては、事案毎に判断せざるを得ず、個々の事案における判断の結果は通常、当裁判所の審査の対象にはならない。しかし、原判決には、当該判断枠組みの適用に関して、基本的な部分で誤りがあるため、当裁判所による是正が必要である。その誤りとは、公選弁護人による遅延を被告人側ではなく、訴追側の責めに帰すべきものとしている点と、Brillonの手続の進行を阻害する態度を十分に考慮していない点である。確かに、公設弁護人事務所は、刑事司法制度の一部といえるが、選任された個々の弁護人は、訴追側のためにではなく、被告人のために行動している。原判決が、訴追側の責めに帰すべきものとした遅延は、その弁護人に原因があるのであるから、Brillonの責めに帰すものとしなければならない。このように考えなければ、公選弁護人に対し、迅速な裁判を受ける権利の侵害を理由とする公訴棄却を目的として、相当ではない訴訟手続延期の申立てにより、訴訟手続を遅延させることを奨励することになる。この

(32) Barker v. Wingo, 407 U.S. 514 (1972) [紹介、『英米判例百選 I 公法』前掲注(8)178頁〔坂口裕英〕].

場合でも、裁判所が、公選弁護人による訴訟手続延期の申立てについて、遅延を目的とするものではないかを疑いつつ対応することはできる。しかし、私選弁護人による訴訟手続延期の申立てについては、そうした慎重な対応は必要とはされず、結果として、当該弁護人が私選か公選かによって、被告人の迅速裁判に関する主張について異なる扱いをすることになる。しかし、このような弁護人の選任方法に応じた異なる扱いを正当化することはできない。

また、原判決には、各弁護人の選任期間を個別に検討している点に誤りがある。これにより、原判決は、遅延期間の最初の1年間の被告人の行動が、その後の一連の問題を引き起こしたという点を適切に考慮することができていない。Brillonは、公判の直前に、1番目の弁護人の解任を求め、また、3番目の弁護人に対して脅迫するなどの攻撃的な態度をとり、手続の進行を妨げ、その後の弁護人の選任を困難にしたほか、裁判所の警告を受けた後も、Brillonは、弁護人の解任を求め続けた。訴追側が、被告人の防御を妨害するために意図的に遅延を引き起こした場合に、それが訴追側に著しく不利益に考慮されるのと同様に、これら訴訟手続の進行を阻害する被告人の試みは、被告人側に著しく不利益に考慮されることになる。このように公選弁護人によって引き起こされた遅延は、原則として、被告人の責めに帰すことになるが、公選弁護人の制度が制度として崩壊しているために生じた遅延については、訴追側の責めに帰すこともあり得る。しかし、原判決は、この点について何ら判断しておらず、制度の崩壊を示すものは記録上も存在しない。

(原田和往)

VII 陪審裁判

・Rivera 判決⁽³³⁾

本件は、州の事実審裁判所が被告人の専断的忌避権の行使を誤って却下したことが、合衆国憲法修正14条——デュー・プロセスの保障——に違反し、有罪判決の自動的な破棄が要求されるかが争われた事案である。

上告人 Rivera は、第1級謀殺で、イリノイ州クック郡の巡回裁判所に起訴された。陪審員選定手続において、弁護人は、アフリカ系アメリカ人の女性陪

(33) Rivera v. Illinois, 129 S. Ct. 1446 (2009). 法廷意見はギンズバーグ裁判官が執筆（全裁判官一致）。

審員候補者に対して専断的忌避権を行使しようとした。事実審裁判官は、弁護人に当該陪審員候補者に対して差別的な意図があるのではないかと尋ねたところ、弁護人は、忌避の理由として当該陪審員候補者の職務を挙げて返答した。しかし、当該陪審員候補者は、自分の職務によって公平性が害されることはないと主張していた。事実審裁判官は、以上の弁護人の忌避理由に納得せず、専断的忌避権の行使を却下した。その結果、当該陪審員候補者は陪審員に選任され、最終的に陪審は第1級謀殺で Rivera を有罪とした。上訴審で Rivera は事実審裁判所による専断的忌避権行使の却下を争ったが、容れられず、有罪判決は維持された。しかし、州最高裁は、何を根拠に忌避を却下したのかを事実審裁判官に説明させるため、州控訴裁の判決を一部破棄して事件を差し戻した。差し戻し後、事実審裁判所は、弁護人による専断的忌避権の行使は性別を理由になされたとした。

州最高裁は、再度の審理で、差別に関する一応の証明は記録によって裏付けられていないので、事実審裁判所による専断的忌避権の行使の却下は誤りであったが、それは無害の手続的瑕疵であり、有罪判決の自動的な破棄を要求するものではないとして、Rivera の有罪判決を維持した。

連邦最高裁は、概ね以下のような判断をして、原判決を維持した。

当裁判所は、専断的忌避に対する独立した憲法上の権利はないと判示し⁽³⁴⁾、専断的忌避権を制定法上の産物と性格付けてきた⁽³⁵⁾。専断的忌避を認めるか否かは州が決めることであるので、州によって与えられた専断的忌避権の行使が誤って却下されたとしても、そのことは連邦憲法には違反しない。デュー・プロセス条項は州の手続規定の細部にわたる遵守ではなく、刑事裁判における公平性の基本的な要素を保護しているのである⁽³⁶⁾。

事実審裁判所が当該陪審員候補者を外さなかったことは、Rivera から公平な陪審の面前で公平な裁判を受ける権利を奪うことにもならない。Ross 判決⁽³⁷⁾では、被告人が州裁判所の誤った理由付き忌避の却下を治癒するために、

(34) See, e.g., *United States v. Martinez-Salazar*, 528 U.S. 304 (2000).

(35) *Ross v. Oklahoma*, 487 U.S. 81 (1988) [紹介, 小早川義則『デュー・プロセスと合衆国最高裁 I —— 残虐で異常な刑罰, 公平な陪審裁判』312頁 (成文堂, 2006年)].

(36) *Spenser v. Texas*, 358 U.S. 554 (1967) [紹介, 鈴木義男・アメリカ法1968年2号315頁 (1968年)].

(37) *Ross v. Oklahoma*, *supra* note 35.

専断的忌避権を行使せざるを得なかったとしても——その結果、被告人の裁量で行使可能な専断的忌避の回数がわずかになった——、そのことは、陪審を構成する者のいずれもが理由付きで排除することができないのであれば、合衆国憲法修正6条——公平な陪審による裁判の保障——および修正14条の違反はない、としたのである。

Rivera は、連邦憲法違反がなかったとしても、州が付与した専断的忌避権の剥奪は、連邦法上判決の破棄を要求すると主張するが、我々は賛同しない。手続的な瑕疵が必然的に刑事裁判を不公平なもの、または有罪・無罪の判断に関して信用に値しない手段とする場合にのみ、我々はその瑕疵を「構造的な瑕疵 (structural error)」とし、自動的な破棄を要求してきた⁽³⁸⁾。しかし、少なくとも本件では、州が付与した専断的忌避権の行使の誤った却下は、その種の瑕疵を構成するものではない。

(松田正照)

・Sarausad 判決⁽³⁹⁾

本件は、事実審裁判所に行った陪審に対する説示の適否を争点として申し立てられたヘイビアス・コーパスの事案である。

被被告人 Sarausad は、同乗者が走行中の車から狙撃を行った際、その車を運転していた。その狙撃により、1名が死亡し、1名が負傷した。Sarausad は、実行犯である同乗者ともう1人の同乗者とともに、第1級謀殺、第1級謀殺未遂、および第2級暴行で州裁判所に起訴された。Sarausad は、事実審理で、以上の狙撃の計画を知らなかったとして——殴り合いが起こるのではないかと思っていたことについては自認した——、謀殺の共犯の成立を争った。検察官は、弁論で、Sarausad の狙撃現場での運転の態様——スピードを落とし、狙撃が終わるまで徐行し続けたこと——と、狙撃の必要性を認識していたことを挙げ、Sarausad は狙撃の実行を認識していたと強調した。事実審理の

(38) Washington v. Recuenco, 548 U.S. 212 (2006) [紹介、田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2005年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学41巻3号172頁〔小島淳〕(2008年)].

(39) Waddington v. Sarausad, 129 S. Ct. 823 (2009). トーマス裁判官執筆の法廷意見(ロバーツ長官、スカリア、ケネディ、ブライヤー、アリート各裁判官同調)のほか、スーター裁判官の反対意見(スティーヴンズ、ギンズバーグ各裁判官同調)がある。

最終段階で、陪審は、事実審裁判官から、共犯の成立を定めた州法——共犯の成立には、犯罪の実行を助長し、または容易にすることの認識を必要としている——を直接引用する説示を受け、結局、実行犯についてはすべての訴因について有罪とし、Sarausadについては、第2級謀殺、第2級謀殺未遂および第2級暴行で有罪とした。もう1人の共犯者については評決に達せず、審理の無効（mistrial）が宣言されている。

上訴審で、Sarausadは、検察側は殺人の故意を証明していないと主張したが、容れられず、州控訴裁は有罪判決を維持した。州最高裁も、本件における陪審に対する説示は州法に合致するものであるとした。その後、Sarausadは、非常救済手続を請求したが、州裁判所はその請求を却下した。

そこで、Sarausadは、合衆国法典第28編2254条に基づき、事実審裁判所の陪審に対する説示に誤りはないとした州裁判所の判断は、明確に確立された連邦法に反するか、またはその不合理な適用であるとして、連邦裁判所にヘイピアス・コーパスによる救済を求めた。

連邦地裁は、陪審の混乱を示す多くの証拠が存在しているとして、Sarausadの請求を認めた。第9巡回区連邦控訴裁も、Sarausadの有罪判決を維持した州裁判所の判断は不合理であるとして、連邦地裁の判断を維持した。

連邦最高裁は、概ね以下のように判示し、第9巡回区連邦控訴裁の判決を破棄し、事件を差し戻した。

州裁判所による支配的な連邦法の適用が争われる場合、その判決は単に誤りであるということだけでなく、客観的に不合理であるということが証明されなければならない⁽⁴⁰⁾。陪審に対する説示に曖昧な点、矛盾点、または不完全な点があったとしても、そのような瑕疵がデュー・プロセス違反を構成するとは必ずしもいえない。被告人は、陪審に対する説示が曖昧であったことだけでなく、検察側に課される合理的な疑いを超える証明の負担を軽減するように陪審が説示を用いたという合理的な可能性の存在を証明しなければならない⁽⁴¹⁾。

事実審裁判所による陪審に対する説示は、州法を機械的に繰り返しており、州裁判所によって付与された意味とは異なる意味をその説示に付与することは不可能である。その明白な文言からして、説示は、Sarausadが自分の行為が

(40) *Middleton v. McNeil*, 541 U.S. 443 (2004) (*per curiam*) [紹介、田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁2003年10月開廷期刑事関係判例概観（上）」比較法学40巻1号181頁〔杉本一敏〕(2006年)].

(41) *Estell v. McGuire*, 502 U.S. 62 (1991).

謀殺の実行を助長し、または容易にすることを認識していた場合にのみ、謀殺の共犯として有罪と認定することを陪審に指示している。

たとえ説示が曖昧であったとしても、それが「1996年テロ対策および効果的な死刑法 (Antiterrorism and Effective Death Penalty Act of 1996 (AEDPA))」のもとで判決の破棄が要求される連邦憲法の違反となるとした点で第9巡回区連邦控訴裁の判断は誤っている。検察官は、Sarausadは、走行中の車からの狙撃を容易にしていることを認識していたために、謀殺の共犯となると主張していた。検察官は、殴り合いは予期していたというSarausadらの自認が謀殺の共犯としての責任を認めることになるとは決して主張していない。したがって、陪審は、Sarausadは殴り合いの発生以上のものを認識していたと確信したことから、Sarausadを有罪としたという州裁判所の結論は、客観的に不合理なものであるとはいえない。

(松田正照)

VIII 証人対面権

・Melendez-Diaz 判決⁽⁴²⁾

本件は、不審な薬物の試験を行った分析官が作成した分析結果の証明書を、分析官が公判に出廷して証言することなしに証拠として許容することが、自己に不利な証人と対面する権利を定めた合衆国憲法修正6条に違反するかが争われた事案である。

上告人 Melendez-Diaz が所持していたと思しき薬物が警察官に差し押さえられ、その成分等が州の分析官によって調べられた。分析官は、それが一定量のコカインであることを書面に記載し、マサチューセッツ州法に従って、当該記載が真実であることを公証人の面前で宣誓した。この証明書が、検察側の証拠として提出されたのに対し、Melendez-Diaz は、修正6条に基づいて、分析官と公判廷で対面することを要求したが、第1審裁判所は、この要求を容れずに証明書を証拠として許容し、Melendez-Diaz に有罪判決を下した。州控訴裁は第1審裁判所の判断を維持し、州最高裁も本件の審査を拒否した。

(42) Melendez-Diaz v. Massachusetts, 129 S. Ct. 2527 (2009). スカリア裁判官執筆の法廷意見 (スティーヴンス, スーター, トーマス, ギンズバーグ各裁判官同調) のほか、トーマス裁判官の同意意見, ケネディ裁判官の反対意見 (ロバーツ長官, ブライヤー, アリート各裁判官同調) がある。

以上の事案について、連邦最高裁は、次のような判断を示し、原判決を破棄し、差し戻した。

Crawford 判決⁽⁴³⁾で示されたように、ある証言が「供述的な (testimonial)」ものであれば、そこには修正 6 条が定める対面権の保障が及ぶことになる。すなわち、証人が供述可能である場合には証人が公判に出廷しない限り、また、証人が供述不能である場合でも被告人が反対尋問を行う事前の機会を有していたのでない限り、証言は証拠として許容され得ないことになるのである。まず、本件証明書は、宣誓供述書のカテゴリーに属するものであるところ、この宣誓供述書というものは、対面条項の対象となる「供述的な」証言の具体例として挙げられてきた。また、Crawford 判決は、「供述的な」証言というためには、証人であれば証言が後の公判で利用されるであろうと考えるのが合理的であるような状況下でそれが行われたことが必要だとしているが、本件証明書は、まさにそのような状況下で作成されている。さらに、マサチューセッツ州法も、この宣誓供述書の目的は、問題となる物質の成分・質・量について証明を行うことにあるとしている。以上のことから、本件で分析官が作成した証明書は「供述的な」証言に当たるのであり、Melendez-Diaz には、分析官と対面する権利が認められる。

(二本柳誠)

IX 量 刑

・Ice 判決⁽⁴⁴⁾

本件は、量刑裁判官が、複数刑を順次執行すべきことを命令する場合に、一定の事実を認定すべきことを要件としている、オレゴン州改訂法典 (Ore. Rev. Stat.) 137.123条が合衆国憲法修正 6 条に違反するか否かが争われた事案

(43) Crawford v. Washington, 541 U.S. 36 (2004) [紹介、浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所2003-2004年開廷期重要判例概観」アメリカ法2004年2号257-263頁(2005年)、早野暁・比較法雑誌39巻4号210頁(2006年)、二本柳誠・比較法学39巻3号204頁(2006年)].

(44) Oregon v. Ice, 129 S. Ct. 711 (2008). ギンズバーグ裁判官執筆の法廷意見(スティーヴンズ、ケネディ、ブライヤー、アリート各裁判官同調)のほか、スカリア裁判官の反対意見(ロバーツ長官、スーター、トーマス各裁判官同調)がある。

である。

被告人Iceは、2回にわたり、11歳の少女の住居に侵入し、彼女に性的暴行を加えた。陪審は、各機会に、性的虐待を犯す目的で侵入した第1級住居侵入罪、被害者の陰部を触った第1級性的暴行罪およびその胸部を触った第1級性的暴行罪の合計6個の罪でIceを有罪とした。同法137.123条(1)は、複数刑は、原則として、同時に(concurrently)執行されると規定するが、137.123条(2)は、被告人が、同一の連続した行為の経過から発生したものでない複数の犯罪により、同時に刑の宣告を受ける時は、裁判官は順次執行刑(consecutive sentences)を言い渡すことができると規定し、137.123条(5)は、複数の犯罪が同一の行為の経過から発生した場合であっても、裁判官が、その罪が被告人の複数の犯罪を犯す意欲を示すものである時、または、その罪が、より大きい、または質的に異なる損害等をその被害者らに生じさせるなどした時は、同様に、裁判官が刑の順次執行を命ずることができると規定する。本件において、裁判官は、第1に、2個の住居侵入罪は別個の事件であるとして、137.123条(2)により、2個の刑を順次執行すべきものとし、各機会に陰部を触った2個の罪は、137.123条(5)がいう2個の要件を充たすから、その2個の刑は、2個の住居侵入罪の刑に続いて順次執行すべきものとした。しかし、各胸部を触った罪の2個の刑は、他の刑と同時執行すべきものとされた。結局、裁判官は、Iceに対して合計340か月の刑を科した(すべての刑につき、同時執行を命じていれば、Iceの刑期は90か月になるはずであった)。控訴審で、Iceは、オレゴン州改訂法典は、Apprendi判決⁽⁴⁵⁾およびBlakely判決⁽⁴⁶⁾のもと、修正6条違反であると主張した。これらの判決は、修正6条の陪審裁判の保障は、前科の存在を除き、特定の犯罪の刑の最大限を増大させるいかなる事実も、裁判官ではなく、陪審によって決定されるべきものと判示している。控訴裁判所は、上記判断を支持した。しかし、州最高裁は、刑の順次執行を命ずることは、Iceの刑罰の量を増やすものであるから、Apprendi判決のルールが適用されるとして、控訴審判決を破棄した。

(45) Apprendi v. New Jersey, 530 U.S. 466 (2000) [紹介, 岩田太・ジュリスト1200号196頁(2001年), 高山佳奈子・アメリカ法2001年1号270頁(2001年)].

(46) Blakely v. Washington, 542 U.S. 296 (2004) [紹介, 浅香ほか・前掲注(43)263-265頁, 田中利彦・法律のひろば59巻6号66頁(2006年), 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2003年10月開廷期刑事関係判例概観(下)」比較法学40巻2号312頁〔田中〕(2007年)].

連邦最高裁は、概ね次のとおり述べて、原判決を破棄し、差し戻した。

ほとんどの州では、コモン・ローの伝統を維持し、刑の順次または同時執行の判断を裁判官の自由裁量に委ねている。いくつかの州では、複数の刑は順次執行されるべきであるが、裁判官は、同時執行を相当とする根拠があれば、同時執行を命ずることができる。また、他の州——この中にオレゴン州も入る——では、同時執行が原則であるとしたうえで、順次執行を命ずるためには、裁判官が一定の事実を認定することを要件とし、その裁量に制限を加えている。最初の2つの方法が、修正6条に違反しないことには争いがない。争点は、ただ1つ、Apprendi 判決および Blakely 判決において解釈されている修正6条が、オレゴン州が採用したような手続を排除するかどうかである。

陪審の歴史的慣習および刑事司法制度の運営に関して有する州の主権の観点からすると、修正6条は、オレゴン州のような選択を排除しない。

コモン・ローの伝統によれば、刑の順次執行か同時執行かにつき、陪審は何らの決定権も有しなかった。被告人らは、本来であれば、順次執行刑を科されたのに、その過酷さを和らげるための現代の制定法によって保護を与えられてきたのである。連邦憲法上の陪審裁判を受ける権利の範囲は、陪審の歴史的なコモン・ロー上の役割と関係するものであり、その権利は、現代の州の制定法における事実認定のすべての場合に及ぶものではない。同様の理由により、Cunningham 判決⁽⁴⁷⁾は、本件に影響を及ぼさない。

また、特段の理由もないのに、刑事司法制度の運営に関する州の主権を制限すべきではない。順次執行刑を科す司法裁量を制定法によって制限することは、犯罪の重大さに釣り合いの取れた量刑を推進するなどの有益な目的に役立つ。さらに、仮釈放中の保護観察期間の決定など、量刑に関するその他の種々の決定にまで、Apprendi 判決の介入を許すことは相当でない。

(中川武隆)

・その他

量刑についての本開廷期の判決としては、ほかに、連邦量刑ガイドラインは、クラック・コカインをその100倍の量の粉末コカインに相当するとしているが、量刑裁判所は、ごく普通の事件 (a mine-run case) ——刑を軽減すべ

(47) Cunningham v. California, 549 U.S. 270 (2007) [紹介, 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2006年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学42巻2号330頁〔二本柳誠〕(2009年)].

き特別な事情が認められるわけではない事件——においても、この100対1の比率の適用により合衆国法典第18編3553条 (a) が定める科刑目的に照らして不必要に重い量刑範囲が導かれると考えるならば、それを下回る刑を言い渡すことができるとした2007年10月開廷期の Kimbrough 判決⁽⁴⁸⁾ に従い、連邦地裁に量刑のやり直しを命じるべきであったとして、第8巡回区連邦控訴裁による原判決を破棄し、差し戻した Moore 判決⁽⁴⁹⁾、Kimbrough 判決⁽⁵⁰⁾ は、クラック・コカインと粉末コカインについて連邦量刑ガイドラインで採用されている100対1の比率を量刑裁判所がおよそ (categorically) 否定して、独自の比率を用いて量刑をすることを認めたものだとした Spears 判決⁽⁵¹⁾、2006年10月開廷期の Rita 判決⁽⁵²⁾ は、連邦量刑ガイドラインによって導かれた量刑範囲内の刑について量刑裁判所が「合理的なものであるとの推定」を用いることは許されないとしたものであることを確認した Nelson 判決⁽⁵³⁾ がある。

(小川佳樹)

X 上訴等

・ Puckett 判決⁽⁵⁴⁾

本件は、被告人側が瑕疵の主張を下級審の段階で提起しなかったためその権

-
- (48) Kimbrough v. United States, 128 S. Ct. 558 (2007) [紹介, 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2007年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学43巻1号155-156頁〔田中〕(2009年)].
- (49) Moore v. United States, 129 S. Ct. 4 (2008) (*per curiam*).
- (50) Kimbrough v. United States, *supra* note 48.
- (51) Spears v. United States, 129 S. Ct. 840 (2009) (*per curiam*). ケネディ裁判官が上告を受理し、口頭弁論を開くべきであるとの意見を表明している旨の付記、トーマス裁判官が反対であるとの意見を表明している旨の付記、および、ロバーツ長官の反対意見 (アリート裁判官同調) がある。
- (52) Rita v. United States, 127 S. Ct. 2456 (2007) [紹介, 田中ほか・前掲注(47) 331-332頁〔小川佳樹〕].
- (53) Nelson v. United States, 129 S. Ct. 890 (2009) (*per curiam*). プライヤー裁判官の結論同意意見 (アリート裁判官同調) がある。
- (54) Puckett v. United States, 129 S. Ct. 1423 (2009). スカリア裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, トーマス, ギンズバーグ, プライヤー, アリート各裁判官同調) のほか、スーター裁判官の反対意見 (スティーヴンス裁判官同調) がある。

利を失った (forfeited) ものと評価できる場合につき、問題となる瑕疵が訴追側の答弁合意違反という瑕疵であったとしても、ほかの場合と同様に連邦刑事手続規則 52 条 (b) に基づく「明白な瑕疵の基準 (plain-error standard)」が適用されるかどうか争われた事案である。

持凶器銀行強盗および凶悪犯罪の機会における銃火器の使用の各訴因で起訴された上告人 Puckett は、訴追側との答弁取引において合意に達した。当該合意の内容には、① Puckett は起訴に係る犯罪すべてについて有罪答弁をすること、② 訴追側は Puckett が罪を認めたことを理由として連邦量刑ガイドライン上の「犯罪レベル」の 3 段階の減級を求めること、③ 訴追側はその結果として導かれる連邦量刑ガイドライン上宣告可能な刑の範囲の下限の刑を求めることなどが含まれていた（「訴訟係属中に Puckett が犯罪を実行しないこと」といった事項は、はっきりと書かれてはいなかった）。

連邦地裁は、当該答弁合意を受理し、Puckett は、当該合意に基づいて上記各訴因について有罪答弁をした。しかし、有罪答弁後に Puckett が別の犯罪を幫助した、との事実が刑の宣告前の段階で判明したことを受けて、訴追側は上記量刑上の減級に反対し、連邦地裁も最終的に当該減級を認めなかった。

これに対し、Puckett が控訴し、訴追側の答弁合意（上記②・③）違反を——この段階に至って初めて——主張したところ、第 5 巡回区連邦控訴裁は、連邦地裁の段階で当該主張をしなかったことにより Puckett は当該主張の権利を失ったものと判断し、連邦刑事手続規則 52 条 (b) の——瑕疵についての保全されていない主張 (unpreserved claims of error) に関する——「明白な瑕疵」の審査に関する基準を適用したうえで、本件では、同基準における第 3 の要件が充たされていないとして、控訴を棄却した。

そこで、Puckett が上告したところ、連邦最高裁は、本件における Puckett の「訴追側が答弁合意違反を犯した」との——主張の権利を失ったものと評価できる——主張にも、ほかの主張に適用される場合と全く同じように連邦刑事手続規則 52 条 (b) の「明白な瑕疵」の審査に関する基準が適用されるものと判断し、上告を棄却した。理由の概要は以下のとおりである。

事実審において瑕疵の主張を保全しなかった場合には、それを上訴の際に援用することはできないのが原則であるが、連邦刑事手続規則 52 条 (b) はこれに例外を設けている。そして、当裁判所は、Olano 判決⁽⁵⁵⁾において「明白な

(55) United States v. Olano, 507 U.S. 725 (1993).

瑕疵」の審査について4つの要件を提示した。すなわち、①当該瑕疵または欠陥の主張を上訴申立人側が積極的に放棄していないこと、②当該瑕疵または欠陥が明白な (clear and obvious) 瑕疵または欠陥であること、③当該瑕疵または欠陥により、上訴申立人の重要な権利 (substantial rights) が侵害されるおそれがあること、④上記の3要件が充たされる場合であっても、さらに、当該瑕疵または欠陥が、司法の公正、司法の廉潔性、あるいは司法に対する国民の信頼の重大な侵害となるものでなければならないこと——その場合でもあくまで裁判所はその裁量により上訴申立人を救済することができるにとどまる——という要件である。

ここで問題となるのは、明白な瑕疵の審査に関するこの基準が本件のような場合にも「果たして適用されるのか」ではなく、その「適用を排除すべき合理的な理由を想定し得るか」である。そして、確かに、「答弁合意違反」は明らかに Puckett の権利を侵害するが、Puckett はそれを下級審において主張して救済を求める機会があったのであり、その段階でそれを主張しなかった場合には、主張の保全がなされなかったほかの場合と全く同じように、上記基準の適用を排除すべき理由はない。

Puckett は、理論的な理由および実際上の理由をそれぞれ2つ挙げているが、いずれも採用できない。

まず、合意の当事者の一方が合意後にそこで定められている義務に違反したとしても、当該合意が意識的かつ理知的になされたこと自体が遡って否定されることにはならず、当該合意そのものが無効になるわけではない。また、ある瑕疵が「無害の瑕疵」に該当するかどうかの議論と、当該瑕疵について「明白な瑕疵」の審査に関する基準が適用されるかどうかの議論とは、全く別の議論であり、本件ではあくまで後者が問題となっている。

さらに、事実審の段階で瑕疵の主張をすることにより、その段階で救済が図られることが考えられる以上は、答弁合意違反のような場合にも明白な瑕疵の審査に関する基準を適用することには実際上も意味がある。そして、答弁合意違反のような場合にも明白な瑕疵の審査に関する基準の4要件が充たされることは考えられるため、本件のような場合にこれを適用することにはなお実際上の意味がある。

(小島 淳)

・その他

上訴等に関する本開廷期の判決としては、ほかに、いったん精神遅滞と判断され、その点が量刑上一応考慮されたものの最終的には死刑判決を宣告された被告人が、その後に出された Atkins 判決⁽⁵⁶⁾——精神遅滞者に死刑を科すことは合衆国憲法修正 8 条により禁止されるとの判断を示した——に依拠して救済を申し立てた事案において、本件では無罪判決が存在しないことなどを理由として、州裁判所が被告人の精神的能力に関する再度の正式な事実審理を実施することは合衆国憲法修正 5 条の二重危険条項に基づく争点阻止効によって禁止されないとした Bies 判決⁽⁵⁷⁾、軍法上訴裁判所 (Court of Appeals for the Armed Forces) が海軍・海兵隊刑事上訴裁判所 (Navy-Marine Corps Court of Criminal Appeals) の有罪判決を破棄し、事件を差し戻すという判決を下した場合、当該破棄・差し戻しの判決も合衆国法典第 28 編 1259 条 (4) にいう「救済 (relief)」に当たるため、連邦最高裁はこれに対する事物管轄 (subject-matter jurisdiction) を有し、また、合衆国憲法 1 条に基づいて設置された軍の上訴裁判所 (Article I military appellate courts) は、当該裁判所が前に宣告した終局的な判決——第 1 審の有罪判決を維持する判決——に基本的な点に関わる瑕疵があることを理由とする自己誤審審理の申立て (petition for a writ of error *coram nobis*) についても審理することができるとした Denedo 判決⁽⁵⁸⁾、複数の訴因のうちの一部について陪審が無罪評決を下しながら、その余の訴因については評決不成立 (hung jury) となり、当該無罪評決の基礎となるべき特定の事実の認定を前提とすればこれら 2 つの判断が明らかに矛盾するとみられる場合においても、修正 5 条の二重危険条項に基づいて無罪判決の争点阻止効が発生し、評決不成立となった訴因についても再訴が遮断されるとした Yeager 判決⁽⁵⁹⁾ がある。

(56) Atkins v. Virginia, 536 U.S. 304 (2002) [紹介, 小早川・前掲注 (35) 171 頁, 浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所 2001-2002 年開廷期重要判例概観」アメリカ法 2002 年 2 号 266 頁 (2002 年), 岩田太・ジュリスト 1237 号 233 頁 (2003 年)].

(57) Bobby v. Bies, 129 S. Ct. 2145 (2009). 法廷意見はギンズバーグ裁判官が執筆 (全裁判官一致)。

(58) United States v. Denedo, 129 S. Ct. 2213 (2009). ケネディ裁判官執筆の法廷意見 (スティーヴンズ, スター, ギンズバーグ, ブライヤー各裁判官同調) のほか, ロバーツ長官の一部同意・一部反対意見 (スカリア, トーマス, アリート各裁判官同調) がある。

(59) Yeager v. United States, 129 S. Ct. 2360 (2009). スティーヴンズ裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官執筆, スター, ギンズバーグ, ブライヤー各裁

XI ヘイビアス・コーパス

ヘイビアス・コーパスに関する本開廷期の判例としては、陪審に対する説示で示された有罪の認定を許容する理論2つのうち、1つが誤ったものであるとしても、裁判所は、それが陪審の評決を実質的に損なうものかを判断しなければならないとして、当該瑕疵を「構造的な瑕疵」としてヘイビアス・コーパスの請求を認めた原判決を取り消し、差し戻した Pulido 判決⁽⁶⁰⁾、合衆国法典第28編2244条(d)の定めるヘイビアス・コーパスの請求に対する1年の出訴期限について、州裁判所が、事後審査(collateral review)において、被告人に対し時期に遅れた直接審査の申立てを許容した場合には、有罪判決が当初確定した時点ではなく、当該申立てに対する審査が確定した時点が起算点となると判示し、上訴適格認定書(certificate of appealability)の請求を認めなかった原判決を破棄し、差し戻した Jimenez 判決⁽⁶¹⁾がある。

(原田和往)

XII 刑事実体法

・ Hayes 判決⁽⁶²⁾

本件は、合衆国法典第18編922条(g)(9)で銃器所持が禁止されている、過去に「家庭内暴力に当たる軽罪(misdemeanor crime of domestic violence)」で有罪判決を受けた者に関して、その定義規定である921条(a)(33)

判官同調、ケネディ裁判官一部同調)のほか、ケネディ裁判官の一部同意・結論同意意見、スカリア裁判官の反対意見(トーマス、アリート各裁判官同調)、アリート裁判官の反対意見(スカリア、トーマス各裁判官同調)がある。

(60) Hedgpeth v. Pulido, 129 S. Ct. 530 (2008) (*per curiam*). スティーヴンズ裁判官の反対意見(スーター、ギンズバーグ各裁判官同調)がある。

(61) Jimenez v. Quarterman, 129 S. Ct. 681 (2009). 法廷意見はトーマス裁判官が執筆(全裁判官一致)。

(62) United States v. Hayes, 129 S. Ct. 1079 (2009). ギンズバーグ裁判官執筆の法廷意見(スティーヴンズ、ケネディ、スーター、ブライヤー、アリート各裁判官同調、トーマス裁判官一部同調)のほか、ロバーツ長官の反対意見(スカリア裁判官同調)がある。

(A) の解釈が争われた事案である。

1968年の連邦銃規制法（合衆国法典第18編921条以下）は、過去に重罪を犯した者による銃器所持を禁止する規定を置いていたが、1996年の改正において、過去に「家庭内暴力に当たる軽罪」を犯した者にまで禁止範囲を拡大した（922条（g）（9））。

被告人 Hayes は、1994年に、当時の妻に対して行った暴行を理由として、ウエスト・ヴァージニア州法に基づき軽罪の有罪判決を受けていたが、その後、複数の銃器所持の事実が発覚した。連邦大陪審は、1994年の有罪判決が「家庭内暴力に当たる軽罪」に該当するとして、Hayesにつき、922条（g）（9）および924条（a）（2）に基づく起訴を相当とする旨の決定を下した。それに対して、Hayes は、以下の理由により公訴を棄却するよう求めた。すなわち、922条（g）（9）は、加害者と被害者との間の家族関係を構成要件要素としている罪を過去に犯した者にのみ適用があると解されるところ、彼が有罪判決を受けたウエスト・ヴァージニア州法の規定は、一般的な暴行禁止規定であって、構成要件要素として家族関係を要求しているものではないから、それに当たらない、と。

連邦地裁が Hayes の申立てを却下したため、Hayes は条件付き有罪答弁を提出し、控訴した。第 4 巡回区連邦控訴裁は、原判決を覆し、922条（g）（9）で要求されている過去の犯罪は、加害者と被害者との間の家族関係を構成要件要素とする犯罪でなければならない、との判断を示した。

これに対して、連邦最高裁は、「家庭内暴力に当たる軽罪」を定義している 921条（a）（33）（A）の解釈をめぐり、加害者と被害者との間の家族関係は、過去の軽罪における事実上の関係として認定されれば足り、当該軽罪の構成要件要素として規定されている必要はないとして、原判決を破棄し差し戻した。理由は以下のとおりである。

921条（a）（33）（A）（ii）は、「家庭内暴力に当たる軽罪」の定義において、①「構成要件要素として、身体的暴力の行使等」が認められること、②被害者と特別な家族関係のある者によって「犯される」こと、という 2 つの要件を規定しているが、この「構成要件要素として」という部分は、「暴力の行使」のみに係るものであり、②の「家族関係」には係らないと解される。なぜなら、「要素」という言葉は単数形であり、仮に「暴力の行使」に加え、「家族関係」をもその「要素」に含める趣旨であれば、「要素」は複数形になるはずだからである。また、家族関係をも構成要件要素とする理解によれば、構文上

も、「暴力の行使」が、「犯される」という関係詞によって修飾されているとみなければならなくなるが、「行使を犯す」という表現は不自然である。

第4巡回区連邦控訴裁は、同条項(ii)は、改行やセミコロンの区切りもないから、2つに分割する理解は適切でなく、「犯される」に係る先行詞は、直近の「暴力の行使」とみるべきであるとするが、そのような解釈によって導かれる意味を表すためには、むしろ別の表現の方が適切であり、同控訴裁の解釈は説得的でない。

また、現実的な観点からみても、当裁判所の解釈の方が支持されるべきである。なぜなら、922条(g)(9)は、家庭内暴力の加害者が通常は重罪までは犯さないことに鑑みて、彼らの銃器所持を禁ずることを目的として、前科の範囲を軽罪にまで広げたものである。ところが、第4巡回区連邦控訴裁のように家族関係を構成要件要素とする軽罪に限定する解釈を採用すると、改正当時に家庭内暴力を構成要件要素とするような処罰規定を置いていなかった約3分の2の州に対しては、当該改正は無意味なものとなってしまい、妥当でないからである。

(田山聡美)

・Boyle 判決⁽⁶³⁾

RICO法(Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act)は、「ラケッティアリング活動のパターン」を通じて「エンタープライズ」に一定の影響を及ぼす行為およびその共謀を処罰の対象としている(合衆国法典第18編1962条)。そして、「エンタープライズ」という要件については、「あらゆる個人、組合、法人、社団、その他の法的実在(legal entity)、および、法的実在ではない、事実上結合した個人の合同体やグループを含む」との定義がなされている(合衆国法典第18編1961条(4))。本件は、あるグループを「エンタープライズ」として認定するにはいかなる属性が認められなければならないか、が争われた事案である。

上告人Boyleは、1990年代に参加した複数の州における一連の銀行窃盗について、「……エンタープライズに雇用され、または関係した者が、ラケッテ

(63) Boyle v. United States, 129 S. Ct. 2237 (2009). アリート裁判官執筆の法廷意見(ロバーツ、スカリア、ケネディ、スーター、トーマス、ギンズバーグ各裁判官同調)のほか、スティーヴンズ裁判官の反対意見(プライヤー裁判官同調)がある。

ィアリング活動のパターン……を通じて、そのエンタープライズの仕事を遂行し、または、直接あるいは間接にそれに参加する」ことを禁止する合衆国法典第18編1962条(c)、その共謀を禁止する同条(d)およびその他の犯罪条項に違反したとして起訴された。なお、Boyleの参加したグループは、ルーズかつインフォーマルに組織されたものであり、リーダーやヒエラルキー、長期的な計画や合意は存在しなかった。

連邦地裁は、Turkette判決⁽⁶⁴⁾にならい、陪審に対し、「エンタープライズ」の存在を認めるためには、①目的遂行のための何らかの枠組みをもった持続的な組織が存在したこと、②メンバーおよび関係者が、共通の目的を達成するための継続的な合同体として機能していたこと、を証明しなければならない、と説示した。他方、個人の結合体について、それがヒエラルキー構造をもたず、「ラケットィアリング活動のパターン」を実現する目的のためだけに形成されたものであっても、「エンタープライズ」として認め得ること、そして、「事実上の結合体」の存在を認めるには、判断対象の構造を分析することよりも、その活動内容を明らかにすることの方が有用であることについても説示がなされた。

これに対し Boyle は、「エンタープライズ」の認定に際しては、持続的な組織、継続的な合同体として機能する中心的メンバー、および前提犯罪（「ラケットィアリング活動」）とは区別された確かなヒエラルキー構造について証明が必要であるとの説示を行うよう、裁判所に求めた。

連邦地裁は、Boyleの要求を斥け、彼を有罪とした。第2巡回区連邦控訴裁も有罪判決を維持したため、Boyleは、連邦最高裁に上告した。

連邦最高裁は、次のような判断を示し、原判決を維持した。

ここで問題となっているのは、合衆国法典第18編1961条(4)にいう「事実上の結合体」としての「エンタープライズ」が、「ラケットィアリング活動のパターン」に内在するものを超えた、「確かな構造」を有していなければならないか、である。この問題は、さらに3つの問いに分けて検討される。すなわち、第1に、「事実上の結合体」としての「エンタープライズ」は、何らかの「構造」を有していなければならないか、第2に、その「構造」は、「確かな」ものでなければならないか、そして第3に、その「構造」は、「ラケットィアリング活動のパターン」に内在するものを超えた」内容をもたなければならない

(64) United States v. Turkette, 452 U.S. 576 (1981).

か、である。

第1の問いについては、これを肯定することができる。RICO法の文言に照らしても、「事実上の結合体」としての「エンタープライズ」として、目的、参加者相互の関係、目的追求に必要な持続性、という3つの構造的特徴は、必要条件である。もっとも連邦地裁は、陪審への説示において「構造」という言葉を必ずしも用いなければならないわけではない。

第2の問いについては、構造に関する証明が合理的な疑いを超えたものでなければならぬ以上、「確かな」という限定は不要である。

第3の問いについては、『「ラケッティアリング活動のパターン」』に内在するものを超えた」というフレーズをどのように理解するかで、結論が異なる。すなわちこれを、「エンタープライズ」の存在は、証明を要する別個独立の要素である、という意味に理解するのであれば、肯定し得る。しかしこれを、「エンタープライズ」の存在は、参加者が「ラケッティアリング活動のパターン」に従事していたことを示す証拠からは認定され得ない、という意味に理解するならば、否定されることになる。Turkette判決において示されたように、両者の要素は、一定の場合には同一の証拠によって証明され得るのである。

連邦地裁による説示は、「エンタープライズ」の認定に関する以上のような理解を可能にするものであり、適切である。

(野村健太郎)

・その他

刑事実体法に関する本開廷期の判決としては、ほかに、一定の薬物犯罪や暴力的重罪 (violent felony) の前科が3犯ある者が違法に銃を所持した場合にこれを15年以上の拘禁刑に処するとした武装常習犯罪者法 (Armed Career Criminal Act) の規定の適用に関し、州法上の拘禁施設への出頭義務違反の罪——強盗等により有罪になった被告人に対して週末のみの拘禁施設での拘束が命じられていたところ、4回出頭義務違反があった——は暴力的重罪に当たらないとした Chambers 判決⁽⁶⁵⁾、暴力的もしくは薬物取引犯罪の行為中およびこれに関連して銃を使用もしくは所持し、または当該犯罪を推進するために銃

(65) Chambers v. United States, 129 S. Ct. 687 (2009). プライヤー裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, スティーヴンズ, スカリア, ケネディ, スター, ギンズバーグ各裁判官同調) のほか, アリート裁判官の結論同意意見 (トーマス裁判官同調) がある。

を所持した罪で有罪となった者は、当該前提となる犯罪に係る刑に加え、5年以上の刑に処する旨定めた連邦法の規定の適用に関し、銃の発射が意図的に行われたとの証明は要しないとした Dean 判決⁽⁶⁶⁾、一定の前提犯罪の行為中およびこれに関連して他人の同一性識別手段を適法な権限なくその情を知って使用した者は、前提犯罪の刑に加え、2年の拘禁刑に処する旨定めた連邦法の規定の適用に関し、当該識別手段が他人に帰属することの認識の証明を要するとした Flores-Figueroa 判決⁽⁶⁷⁾、重罪 (felony) に当たる薬物の頒布その他の薬物犯罪を容易にするために通信手段を使用することを重罪とした連邦法の規定の適用に関し、軽罪 (misdemeanor) とされている薬物の購入のための電話使用には当該規定の適用がないとした Abuelhawa 判決⁽⁶⁸⁾、アメリカに入国後、被害者の損害が1万ドルを超える背信的不正もしくは詐欺の罪を含む重罪で有罪となった外国人は退去強制する旨定めた連邦法の規定の適用に関し、1万ドルを超える額との要件は退去強制の理由たる犯罪の状況に係るものであって、当該犯罪の構成要素とはされていないとしたうえ、当該犯罪の事実審理において陪審による被害額の認定はされていないものの、量刑手続で1億ドルを超えることを被告人が認めているなどしてその被害額の規模を知ることができた事案について、当該規定の適用を是認した Nijwan 判決⁽⁶⁹⁾がある。

(田中利彦)

XIII その他

・ Callahan 判決⁽⁷⁰⁾

-
- (66) Dean v. United States, 129 S. Ct. 1849 (2009). ロバーツ長官執筆の法廷意見 (スカリア, ケネディ, スター, トーマス, アリート各裁判官同調) のほか、スティーヴンズ裁判官の反対意見、ブライヤー裁判官の反対意見がある。
- (67) Flores-Figueroa v. United States, 129 S. Ct. 1886 (2009). ブライヤー裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, スティーヴンズ, ケネディ, スター, ギンズバーグ各裁判官同調) のほか、スカリア裁判官の一部同意・結論同意意見 (トーマス裁判官同調), アリート裁判官の一部同意・結論同意意見がある。
- (68) Abuelhawa v. United States, 129 S. Ct. 2102 (2009). 法廷意見はスター裁判官が執筆 (全裁判官一致)。
- (69) Nijhawan v. Holder, 129 S. Ct. 2294 (2009). 法廷意見はブライヤー裁判官が執筆 (全裁判官一致)。
- (70) Pearson v. Callahan, 129 S. Ct. 808 (2009). 法廷意見はアリート裁判官が執

本件は、同意を得て住居へ立ち入った情報提供者がそこで薬物を購入した後、捜査官が当該住居に無令状で立ち入った事案について、合衆国憲法修正4条違反を理由として合衆国法典第4編1983条に基づき提起された損害賠償事件において、限定的免責 (qualified immunity) の適否が争われた事件である。

違法な薬物の使用・販売の捜査機関である中央ユタ麻薬タスクフォースは、2002年、その情報提供者から、被告人 Callahan が彼にメタンフェタミンを売却することを約束したとの情報を得た。その晩、まず、Callahan の娘が情報提供者をトレーラー・ホームの中に入れ、そこで Callahan がメタンフェタミンを情報提供者に売却した。捜査官らは、情報提供者が逮捕の合図を出すと、逮捕・捜索令状なしに、トレーラーの中に立ち入り、安全確保のための捜索 (protective sweep) を実施してメタンフェタミン等を発見した。Callahan はメタンフェタミンの不法な所持・頒布で起訴されたが、結局、事実審裁判所の有罪判決は、ユタ州控訴裁によって破棄された。そのため、Callahan は、彼の住居への捜査官らの無令状立入りは修正4条に違反すると主張して、1983条に基づき、連邦地裁に損害賠償請求訴訟を提起し、これに対して、原告人は、限定的免責に関するサマリー・ジャッジメントの申立てをした。

ところで、公務員による限定的免責の申立てについては、Saucier 判決⁽⁷¹⁾において、①原告が主張または立証した事実が憲法上の権利の侵害を構成するか否か、②当該権利が、主張された被告の違反行為の時点において明確に確立されていたか否かを、この順序で判断する必要があるとされるに至った。

連邦地裁は、①「間接的同意」論 (“consent-once-removed” doctrine) ——立入りへの同意を得たおりの捜査官または情報提供者が禁制品を明認 (plain view) した場合に、ほかの捜査官による当該住居への無令状立入りを許容する理論——は、居住者の1人が捜査官による住居の捜索に同意するが、そこに現在するほかの居住者がそれを拒絶する場合につき、当該住居への無令状捜索を修正4条に違反すると判断した Randolph 判決⁽⁷²⁾と矛盾し、連邦最高裁によって拒否されるであろうという理由で、本件捜索は修正4条に違反すると認定しつつも、②その違憲性は、その時点において明確には確立されていなかった、と判示し、原告人の申立てを容れた。

筆 (全裁判官一致)。

(71) Saucier v. Katz, 533 U.S. 194 (2001).

(72) Georgia v. Randolph, 547 U.S. 103 (2006) [紹介、田中ほか・前掲注 (38) 156頁 [洲見光男]].

Callahan の控訴を受けて、第10巡回区連邦控訴裁は、①最初に同意を得るのがおとり捜査官である場合には、その同意は援護するほかの捜査官にも及ぶが、情報提供者である場合にはそうはいえず、国家の職員としての捜査官と市民とでは権限・義務に相違がある等と述べ、間接的同意論を後者の場合に拡張することを拒否して、上告人の行為は Callahan の修正 4 条の権利を侵害したと判示し、次に、②当該権利は違反行為の時点において明確に確立されていたと判示して、連邦地裁の判決を一部破棄し、事件を差し戻した。

捜査官側の上告を受理した連邦最高裁は、第10巡回区連邦控訴裁の判決を破棄した。連邦最高裁は、まず、Saucier 判決の必要的な手順は、段階①を通じて憲法判例の発展を促進する等の点でしばしば有益であるが、結論に影響しない困難な問題のために、裁判所や当事者の資源を浪費させる場合のあること、段階①が憲法判例の発展に寄与しない場合のあること、被告は憲法違反を犯した(①)が、その違反は明確には確立されていなかった(②)と判示された場合、勝訴当事者としての被告が上訴することが困難となること等に鑑みると、すべての事件において必要であると考えべきではない、と述べて、Saucier 判決を覆し、そのうえで、②本件立入りの時点において、間接的同意論が3つの連邦控訴裁と2つの州最高裁によって承認され、いかなる連邦控訴裁も反対の判決を下していなかったこと等に鑑みると、上告人の行為の違憲性はその時点において明確には確立されていなかったため、上告人は限定的免責を受けられる、と判示し、結局、①間接的同意論に基づく本件立入りが修正 4 条に違反するか否かについては、判断を示さなかった。

(福山好典)

・Goldstein 判決⁽⁷³⁾

本件は、法令に名を借りた人権侵害につき損害賠償請求を行うことを認める合衆国法典第42編1983条による損害賠償請求に対して、違法とされる行為の性質を問わない絶対的な免責 (absolute immunity) が、検察官に認められるかが争われた事案である。

被上告人 Goldstein は、謀殺の有罪判決を受けて服役していたが、事実審理で重要な証拠とされた証言が虚偽であったこと、また、この証人は以前に検察

(73) Van De Kamp v. Goldstein, 129 S. Ct. 855 (2009). 法廷意見はブライヤー裁判官が執筆 (全裁判官一致)。

官から見返りを受けて検察側に有利な証言を行っており、この事実は地方検事局の一部の間で知られていたにもかかわらず、この弾劾情報について証拠開示が行われなかったことを理由としてヘイビラス・コーパスを請求し、これが認められ、釈放された。その後、Goldsteinは、1983条による損害賠償請求に及んだ。

1983条による損害賠償請求に関し、すでにImbler判決⁽⁷⁴⁾は、有罪判決を受けた後ヘイビラス・コーパスにより釈放された原告が、証拠の不開示を理由として事実審理を担当した検察官に対し損害賠償を請求した事案について、検察官に絶対的免責を認めている。同判決は、検察官の絶対的免責の根拠を不確実な訴訟による嫌がらせが検察官の職務遂行の妨げとなり、訴訟リスクが裁判官からの検察官の独立をなし崩しにする点に求め、刑事手続における司法手続の局面に密接に関連する行為のみが絶対的免責を受ける旨を示唆した。この立場は、Bruns判決⁽⁷⁵⁾で踏襲され、検察官という身分ではなく検察官の果たした機能に基づき、絶対的免責の可否を決する「機能について」の考察が一般化している。

Goldsteinは、これら先例の絶対的免責を認める基準を回避し、職員に適切な研修を行わなかったこと、職員を適切に監督しなかったこと、証人に対する潜在的な弾劾情報を保有する情報共有システムを確立しなかったことの3点を挙げ、それらが原因となり証拠開示が行われなかったとし、事実審理ときに地方検事の職にあった本件上告人Van De Kampなどを相手方として、1983条による損害賠償請求訴訟を連邦地裁に提起した。Van De Kampらは、この請求に対し絶対的免責を主張したが、連邦地裁はこれを認めず、第9巡回区連邦控訴裁も連邦地裁の判断を維持した。

Van De Kampらの上告を受理した連邦最高裁は、概ね以下のように判示して、原判決を破棄した。

絶対的免責の可否を決するにあたり、「機能について」の考察を行わなければならないが、本件請求は確かに行政上の措置を責めるものの、事実審理での検察官の過誤が請求の不可欠の要素であり、法的知識と裁量の行使が不可欠である行為について焦点を合わせた請求である。Imbler判決が示した絶対的免責の範囲は監督の立場にある検察官の証拠の不開示に及ぶと考えられるが、本

(74) Imbler v. Pachtman, 424 U.S. 409 (1976).

(75) Burns v. Reed, 500 U.S. 478 (1990) [紹介、田村泰俊・比較法雑誌25巻3号93頁(1991年)].

件請求が問題としている研修、監督は弾劾情報をいつ、どのようにして事実審理で利用可能にするかという点に関わっており、監督的立場にある検察官の事実審理における弁論の基本的義務に関連性を有するので、絶対的免責が認められる。また、刑事手続における司法手続の局面との関連性がより希薄であると Goldstein が主張する情報共有システムの確立については、情報共有システムの決定的な構成要素は、そのシステムが有する情報であるが、この共有される情報の取捨選択の決定に関しては、研修と同様の考慮が妥当する。加えて、どのような情報共有システムを適切であるとし、それが弾劾情報を含むシステムとするか否かの判断は、刑事手続における司法手続の局面に密接な関連性があり、絶対的免責が認められる。

(芥川正洋)

・ Osborne 判決⁽⁷⁶⁾

本件は、有罪判決を受けた後に、州がもつ DNA 証拠へアクセスするための連邦憲法上の権利の有無が争われた事案である。

被告人 Osborne はアラスカ州裁判所において性的暴行などの犯罪について有罪判決を受けていた。その数年後、Osborne は合衆国法典第 42 編 1983 条に基づいて訴訟を提起し、自らの負担で DNA テストを受けるために州のもつ DNA 証拠へアクセスする権利がデュー・プロセス条項などによって認められると主張した。連邦地裁は、ヘイピアス・コーパスによって訴訟を提起しなければならないとしてこの主張を斥けたが、第 9 巡回区連邦控訴裁は、1983 条によることは適切であるとし、差し戻した。差し戻しにおいて連邦地裁は、当該 DNA テストが審理において利用されておらず、州への負担がほとんどなく、その結果が重要であり得る場合に、Osborne が限定的な連邦憲法上の権利を有することを認め、第 9 巡回区連邦控訴裁も、連邦地裁の判断を支持した。

以上の事案について、連邦最高裁は次のような判断を示して、原判決を破棄し、差し戻した。

(76) DA's Office for Third Judicial Dist. v. Osborne, 129 S. Ct. 2308 (2009). ロバーツ長官執筆の法廷意見（スカリア、ケネディ、トーマス、アリート各裁判官同調）のほか、アリート裁判官の同意意見（ケネディ裁判官同調、トーマス裁判官一部同調）、スティーヴンズ裁判官の反対意見（ギンズバーグ、ブライヤー各裁判官同調、スーター裁判官一部同調）、スーター裁判官の反対意見がある。

DNA テストは有罪の認定および不当な有罪証明からの解放の双方においてほかに比類ない力を有しているが、その力を無罪の証明に利用するための規則を確立する作業は第1に立法府に属するものである。アラスカ州はDNA テストにおける証拠アクセスに関する立法をしていないわずかな州のうちの1つであるが、代わりにアラスカ州裁判所がこの問題に十分に取り組んできた。このアラスカ州による有罪判決後の非常救済手続はデュー・プロセスを充たすものであり、したがって第9巡回区連邦控訴裁がデュー・プロセス条項違反を認めたのは誤りである。さらに Osborne が主張するような、実体的デュー・プロセスに基づいた、自由の利益から独立したDNA 証拠についての権利はこれまで認められていないし、本件の状況においても存在しない。州のもつDNA 証拠へのアクセス権を連邦憲法上の権利として問題にする場合、立法府による対応を妨害することになり、連邦最高裁が代わってその責務を負うことになるが、連邦最高裁による解決が州裁判所ないし立法府による解決よりもよいものとするに足る根拠は存在しないからである。

(鈴木一永)